

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例

小牧市市立学校設置条例（昭和３９年小牧市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

別表小牧市立第一幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和８年小牧市条例第 号）の施行の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、小牧市立第一幼稚園を廃止するため必要があるからである。

参考資料

小牧市市立学校設置条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 小牧市立第一幼稚園を廃止する。（第2条及び別表関係）
- 2 この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。